

鹿屋市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

鹿屋市老人福祉法施行細則（平成18年鹿屋市規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第2注1中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同表注2中「D4階層」を「D14階層」に、「所得割の額」を「所得税の額」に改め、「、経済社会の変化等に対して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、同表注2第2号中「、第2項及び第3項」を「及び第2項並びに第41条の2」に改め、同表注4中「徴収基準月額を」を「費用徴収基準月額を」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。